本件は、プレ公示時に調達管理番号26a00837としていたものです。公示にあたり、調達管理番号が26a00836に変更されています。

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年10月28日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：全世界（広域）「教育分野の無償案件の成功要因分析に基づく新規案件形成に関する基礎研究」

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：全世界（広域）「教育分野の無償案件の成功要因分析に基づく新規案件形成に関する基礎研究」

調達管理番号：26a00836

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年10月28日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：全世界（広域）「教育分野の無償案件の成功要因分析に基づく新規案件形成に関する基礎研究」

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2026年12月　～　2027年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

無償資金協力部　業務第四課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年11月2日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年11月5日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月10日　まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年11月16日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年12月2日　まで

7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３． 競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

本調査に参加できない社および個人等はありませんが、ケーススタディ対象案件の選定にあたっては、受注者が関与した案件は選定できません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/Q9tcWEZh7u

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくように

していただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙２の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条　調査の背景・経緯

JICA では、無償資金協力を通じて多数の教育分野案件を実施し、校舎・教室等の教育施設や教育機材整備を通じて、開発途上国における教育アクセスの改善や学習環境の向上に貢献してきた。また、近年では障害児やジェンダーを含むインクルーシブ教育への配慮、防災機能を備えた教育施設整備、環境負荷低減への取組など、日本の経験や技術を活用した付加価値の高い案件形成も進められている。

一方、教育分野を取り巻く国際環境は大きく変化している。SDGs 達成に向けた取組が進む中、単なる就学機会の拡大のみならず、学習の質の向上や誰一人取り残さない包摂的な教育の実現が重視されている。また、気候変動・自然災害への対応、デジタル化の進展、紛争・脆弱性の高まりなどを背景として、教育施設・設備に求められる機能や役割、教育無償案件ニーズも多様化している。

こうした状況の中、教育分野の無償資金協力全体を対象とした案件群としての事業成果については、これまで十分な横断的分析が行われてきていないのが実態であり、過年度より蓄積してきた案件実績・成果を体系的に整理し、施設と機材の組み合わせ、本邦企業型と現地企業活用型の実施方式、技術協力等の他スキームとの連携、付加価値、ソフトコンポーネントの有無など、投入内容や実施方法の違いによってどのような成果や持続性の差が生じているかについて分析を行うことは有益である。中でも、今後の新規案件形成のニーズに繋がり得る論点として、現地企業活用型の活用意義、また日本の経験や技術を生かした付加価値及び日本裨益等に焦点を当てながら、これらを含む案件属性要素がいかに成果及び持続性に関連づけられるかの分析を行い、その結果得られる提言・示唆をもって効果的な案件形成や事業実施に繋げていく必要がある。

さらに、近年は教育分野における支援ニーズや他ドナーの取組も変化していることを踏まえ、従来型の教育施設・機材の整備だけにとどまらない新たな教育分野の無償資金協力事業の可能性を探る試みも有用である。国内外の新たな技術分野・事例を含めて情報収集を行い、それらと日本の経験・技術等の強みとを組み合わせながら、より新規性・発展性のある案件形成に向けた可能性を見出すことを追求する。

このため、本調査では、過去の案件実績の比較分析及び複数国におけるケーススタディを通じて、教育分野の無償資金協力において高い成果及び持続性を生み出す成功要因を明らかにするとともに、国内外の新たな技術分野・事例を参考にしながら、新規案件形成及び事業の質向上に向けた提言を行うことを目的とする。

第2条　調査の目的と範囲

（1）　調査の目的

本調査では 2000 年度以降に実施済みもしくは実施中の教育無償案件を対象に、案件情報・実績を体系的に整理し、どのような案件属性要素が事業成果及び持続性に寄与し得るかについて分析するほか（現地企業活用型の活用意義、日本の経験や技術を生かした付加価値・日本裨益等を含む）、国内外の新たな技術分野・事例等も参考にしながら、新規案件形成及び事業の質向上に向けた提言を取りまとめる。

（2）　調査の範囲

「第1条 調査の背景・経緯」に記載する事業について、「第3条　調査実施の留意事項」を踏まえ、上記の調査目的を達成するため、「第4条 調査の内容」に示す事項を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書を作成する。

第3条　調査実施の留意事項

（1）　本調査については、2000 年度以降に JICA にて実施済みもしくは実施中の教育無償案件 125 件を対象とし、一般無償案件に限らず、旧サブスキームにて実施してきたコミュニティ開発支援無償、国際機関連携無償、財政支援型（PRS）無償も含める予定。なお、現地調査の対象国については、国内文献調査の結果を踏まえて受注者が調査対象として適切と思われる国を提案し、最終的には JICA と協議の上、3 か国を選定することとする。現地調査期間は、各国 2 週間を想定。

（2）　本調査を実施するにあたり、以下の資料を参考とする。

＜参考資料＞

- JICA 事業評価　事業評価案件検索｜JICA
- ODA 見える化サイト　ODA 見える化サイト
- 基礎研究「現地企業活用型無償資金協力の実施状況レビュー」最終報告書

（3）　文献調査① 教育案件データベースの構築においては、上記参考資料等の既存リソースを十分に活用し効率的な調査を実施する。また、本データベースは単なる案件リストではなく、案件属性要素を分析対象として成果及び持続性との関連性を分析できる構造とする。本調査の成果品として AI ツール開発は含めないものの、将来的には本データベース情報をバックデータとし AI を活用した案件形成支援にも活用することを視野に入れ、JICA 側での維持管理・二次利用を考慮した汎用性の高いものとなるよう、JICA と受注者が相談の上でデータベースフォーマットを作成する。

（4）　現地調査（ケーススタディ）の実施においては、JICA 安全対策に十分に留意し、外務省海外安全情報において危険情報がレベル 3 以上の地域、または JICA 安全対策措置において渡航措置が安全管理部長承認及び渡航禁止の地域は含まない想定とする。

（5）　本調査のプロセスとして、国内文献調査・教育案件データベースのドラフト作成段階、及び基礎研究報告書のドラフト作成段階において、JICA と受注者が検討会を実施する。

第4条　調査の内容

上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を行う。

（1）　国内文献調査

① 教育案件データベースの構築[1]

2000 年度以降に実施済みもしくは実施中の案件を対象に、投入内容、事業規模、工期、施工・調達方式、教育レベル、他スキームとの連携状況、事後評価の結果等の観点から案件属性情報を体系的に整理し、データベース化を行う。

本データベースのフォーマットについては、将来的に AI を活用した案件形成支援にも活用できるよう、JICA と受注者でアウトプットイメージを相談・協議の上で情報整理を行う。

データベースには以下の情報を整理・登録することを想定する。具体的なデータベースの設計方法及び方針について、プロポーザルで提案すること。

- 案件概要（国名、年度、案件名、協力額等）
- 教育レベル（初等、中等、高等、TVET 等）
- 整備内容（施設、機材、ソフトコンポーネント等）
- 実施方式（本邦企業型、現地企業活用型等）
- 工期及び事業規模
- 他スキームとの連携状況（技術協力、円借款等）
- 日本の技術・知見活用の有無及び内容
- インクルーシブ教育、防災・レジリエンス、環境配慮等の付加価値要素
- 事後評価結果及び関連指標
- 維持管理・利用状況に関する情報
- 案件形成・実施上の教訓及び留意事項　等

② 案件特性ごとの比較分析[2]

上記データベースを活用し、案件属性要素と事業成果及び持続性との関係について比較分析を行う。分析にあたっては、以下の観点を含めることを想定する。効果的な比較分析方法及び方針について、プロポーザルで提案すること。

- 本邦企業型と現地企業活用型の比較
- 施設と機材の組合せ
- ソフトコンポーネントの有無
- 技術協力等との連携の有無
- 教育段階別の特徴
- 地域別・国別特性
- 日本の技術・知見活用の有無
- インクルーシブ教育、防災、環境配慮等の付加価値要素　等

上記比較分析を通じて、高い成果及び持続性を示した案件群と相対的に成果が限定的であった案件群の特徴を整理し、成果発現及び持続性確保に寄与した成功要因及び留意点を整理し、案件形成への示唆を抽出する。また、案件形成段階、設計・調達段階、実施段階及び維持管理段階における成功要因及び留意点を整理し、案件形成への示唆を抽出する。

③ 国内外の新たな技術分野・先進事例の情報収集[3]

---

[1] 成果・持続性分析を目的とした教育案件データベースの設計方法について、プロポーザルにて提案してください。

[2] 案件属性と成果・持続性の関係を分析する効果的な比較分析方法について、プロポーザルにて提案してください。

[3] 国内外の新たな技術分野・先進事例の情報収集方法について、プロポーザルにて提案してください。

近年の教育分野を取り巻く国際的な動向及び他ドナーの支援事例について情報収集を行う。特に以下の分野を対象として調査を実施することを想定する。効果的な情報収集方法について、プロポーザルで提案すること。

- デジタル教育及び ICT 活用
- 遠隔教育及びオンライン学習環境
- AI 等の新技術活用
- インクルーシブ教育
- 防災・レジリエンス機能を有する教育施設
- 環境配慮型教育施設
- 脆弱国・紛争影響国における教育支援　等

また、主要ドナーや国際機関等による近年の支援動向及び象徴的な事例を整理するとともに、日本が有する技術・経験・制度的強みとの関連性についても分析を行う。その結果を踏まえ、今後の教育分野の無償資金協力において活用可能性のある新たな支援アプローチ及び案件形成の方向性について検討する。

（2）　現地調査[4]

上記(1)調査結果を踏まえ、複数か国(3 か国程度)の教育無償案件を対象としたケーススタディを実施する。現地調査では、実施機関・教育行政機関、学校コミュニティ(校長、教員、保護者、学校運営委員会等)、児童・生徒及び卒業生を対象に、アンケート調査及び半構造化インタビュー等を実施し、以下の観点から情報収集を行うことを想定する。

- 施設・機材の利用状況
- 維持管理状況
- 教育環境の改善状況
- 利用者の満足度
- 案件実施後に生じた変化
- 成果発現の要因
- 持続性確保の要因
- 課題及び改善点　等

ケーススタディ結果については、案件ごとの成果発現プロセスを整理するとともに、横断比較を通じて成功要因及び阻害要因を分析する。あわせて、対象国において新たな教育支援ニーズや他ドナーによる参考取組等についても情報収集・調査を行う。現地調査の時期は 2027 年 4 月～7 月頃を予定している。効果的なアンケート・インタビュー項目・構成のほか、ケーススタディ対象国・案件の選定方針及び成功要因抽出手法について、プロポーザルで提案すること。

（3）　研究結果のとりまとめ及び提言[5]

上記(1)国内文献調査及び(2)現地調査の結果を統合的に分析し、教育分野の無償資金協力案件において高い成果及び持続性に繋がる要因を整理する。また、以下の観点から今後の案件形成及び事業の質の向上に向けた提言を取りまとめる。

- 効果的な案件形成アプローチ

---

[4] ケーススタディ対象国・案件の選定方針および成功要因抽出手法について、プロポーザルにて提案してください。

[5] 新規案件形成に活用可能な成果品の構成・活用方法について、プロポーザルにて提案してください。

・ 事業成果及び持続性向上のための設計上の留意点
・ 本邦企業型及び現地企業活用型の活用方策
・ 技術協力等との連携方策
・ 日本の技術・知見を活用した付加価値創出の方向性
・ 新たな教育支援ニーズへの対応方策
・ 新規案件形成が期待される重点分野及び案件アイディア 等

さらに調査結果を活用しやすい形で整理し、教育案件データベース、成功要因分析レポート、教育案件形成ガイドブック及び基礎研究報告書として取りまとめる。本調査成果をどのように新規案件形成に繋げる形とするかについて、効果的な成果品の構成、活用方法及び方針について、プロポーザルで提案すること。

第5条 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量(部数)は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。
- 本業務を通じて収集した資料及び調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国政府関係機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

【本業務で作成・提出する報告書等及び数量】

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
国内文献調査・教育案件データベース(ドラフト)	2027 年 3 月中旬	日本語	電子データ	
現地調査計画書	初回現地調査前	日本語	電子データ	
		英語		
基礎研究報告書(ドラフト) 成功要因分析レポート(ドラフト) 教育案件形成ガイドブック(ドラフト)	2027 年 8 月末	日本語	電子データ	
基礎研究報告書(最終成果品)	契約履行期限末日	日・英 両語載録	CD-R	3 部
		日本語	製本	3 部
		英語	製本	2 部

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	成果･持続性分析を目的とした教育案件データベースの設計方法	第4条調査の内容 (1)文献調査① 案件データベースの構築
2	案件属性と成果･持続性の関係を分析する効果的な比較分析方法	第4条調査の内容 (1)文献調査② 案件特性ごとの比較分析
3	国内外の新たな技術分野･先進事例の情報収集方法	第4条調査の内容 (1)文献調査③ 国内外の新たな技術分野･先進事例の情報収集
4	ケーススタディ対象国･案件の選定方針および成功要因抽出手法	第4条調査の内容 (2)現地調査
5	新規案件形成に活用可能な成果品の構成･活用方法	第4条調査の内容 (3)研究結果のとりまとめ及び提言

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：教育分野の無償資金協力事業に係るコンサルタント業務及び調査業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙2 プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3 号）】

① 対象国及び類似地域：全世界（広域）

② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

①国内文献調査

・教育案件データベース構築

・案件特性ごとの比較分析

・国内外の新たな技術分野・事例等の情報収集

②現地調査

・3か国を対象にアンケート・半構造化インタビュー等を通じた分析

③研究成果のとりまとめ

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約　9.6人月

２）渡航回数の目途　延べ6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）配付資料／公開資料等

１）配付資料

本業務に関する以下の資料をJICA無償資金協力部業務第四課から配布しますので、gltm4@jica.go.jp宛てにご連絡ください。

- 基礎研究「現地企業活用型無償資金協力の実施状況レビュー」最終報告書

２）公開資料

- JICA事業評価　事業評価案件検索｜JICA
- ODA見える化サイト　ODA見える化サイト

（４）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※英語圏以外の国での現地調査を実施する際は必要に応じ通訳を手配ください（定

額計上に含めていますので、本見積での計上は不要です）。

（５）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま

す。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

33,570,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（8,263,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積に

よる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地調査に係る旅費	「第２章特記仕様書案　第４条（２）現地調査」	5,732,000円	航空賃、宿泊手当・宿泊費	航空賃、宿泊手当・宿泊費
2	現地調査に係る一般業務費	「第２章特記仕様書案　第４条（２）現地調査」	2,531,000円	車両関連費 通訳	車両関連費 特殊傭人費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙2：プロポーザル評価配点表

別紙2

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（1）類似業務の経験	6	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
2．業務の実施方針等	**(70)**	
（1）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（2）要員計画／作業計画等	(10)	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
3．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
1）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**(20)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
2）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**(－)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
3）業務管理体制	**(－)**	**(4)**